

新潟みずほ福祉会 令和2年度第4回理事会議事録

- 1 理事会の決議があったとみなされる日
令和3年1月18日
- 2 決議事項を提案した理事
理事長 和田 晋弥
- 3 議事録の作成にかかる職務を行った理事
理事長 和田 晋弥
- 4 理事会の決議があったとみなされる事項の内容
議案 欠員に伴う評議員の推薦について

令和3年1月14日、理事長和田晋弥が理事及び監事に対し上記理事会の決議の目的である事項について提案を行い、当該提案につき、理事全員から書面による同意の意思表示を得、かつ、監事からの異議がないので、社会福祉法第45条の14第9項、一般社団法人法及び一般財団法人に関する法律第96条及び当法人定款第28条の2の規程に基づき、決議事項を可決する旨の決議があったものとみなされた。

上記のとおり、理事会の決議の省略を行ったので、社会第45条の14第9項、一般社団法人法及び一般財団法人に関する法律第96条及び当法人定款第28条の2の規程に基づき、理事会の決議のあったとみなされる事項を明確にするため、本議事録を作成し、議事録の作成にかかる職務を行った理事が次に記名押印する。

令和3年1月19日

社会福祉法人 新潟みずほ福祉会

理事長 和田 晋弥



社会福祉法人新潟みずほ福祉会
理事長 和田晋弥 様

理事会決議事項についての同意書


私は、当法人の理事として、社会福祉法第45条の14第9項、一般社団法人法及び一般財団法人に関する法律第96条及び当法人定款第28条の2の規定に基づき、令和3年1月14日付「理事会にかかる提案書」記載の理事会決議事項にかかる提案の内容に異議はありません。

記

提案事項
評議員の候補者推薦

令和 3 年 / 月 / 18 日

社会福祉法人新潟みずほ福祉会

理 事 和田晋弥 

社会福祉法人新潟みずほ福社会
理事長 和田 晋 弥 様

理事会決議事項についての同意書

私は、当法人の理事として、社会福祉法第45条の14第9項、一般社団法人法及び一般財団法人に関する法律第96条及び当法人定款第28条の2の規定に基づき、令和3年1月14日付「理事会にかかる提案書」記載の理事会決議事項にかかる提案の内容に異議はありません。

記

提案事項
評議員の候補者推薦

令和 3 年 1 月 18 日

社会福祉法人新潟みずほ福社会

理 事 塚 田 正 幸 

社会福祉法人新潟みずほ福社会
理事長 和田 晋 弥 様

理事会決議事項についての同意書

私は、当法人の理事として、社会福祉法第45条の14第9項、一般社団法人法及び一般財団法人に関する法律第96条及び当法人定款第28条の2の規定に基づき、令和3年1月14日付「理事会にかかる提案書」記載の理事会決議事項にかかる提案の内容に異議はありません。

記

提案事項
評議員の候補者推薦

令和 3 年 1 月 18 日

社会福祉法人新潟みずほ福社会

理 事 野沢 慎 吾 

社会福祉法人新潟みずほ福社会
理事長 和田 晋 弥 様

理事会決議事項についての同意書


私は、当法人の理事として、社会福祉法第45条の14第9項、一般社団法人法及び一般財団法人に関する法律第96条及び当法人定款第28条の2の規定に基づき、令和3年1月14日付「理事会にかかる提案書」記載の理事会決議事項にかかる提案の内容に異議はありません。

記

提案事項
評議員の候補者推薦

令和 5 年 / 月 / 8 日

社会福祉法人新潟みずほ福社会

理 事 渡 辺 幸 治 

社会福祉法人新潟みずほ福社会
理事長 和田 晋 弥 様

理事会決議事項についての同意書

私は、当法人の理事として、社会福祉法第45条の14第9項、一般社団法人法及び一般財団法人に関する法律第96条及び当法人定款第28条の2の規定に基づき、令和3年1月14日付「理事会にかかる提案書」記載の理事会決議事項にかかる提案の内容に異議はありません。

記

提案事項
評議員の候補者推薦

令和 3 年 1 月 18 日

社会福祉法人新潟みずほ福社会

理 事 多 賀 邦 夫 

社会福祉法人新潟みずほ福社会
理事長 和田 晋 弥 様

理事会決議事項についての同意書


私は、当法人の理事として、社会福祉法第45条の14第9項、一般社団法人法及び一般財団法人に関する法律第96条及び当法人定款第28条の2の規定に基づき、令和3年1月14日付「理事会にかかる提案書」記載の理事会決議事項にかかる提案の内容に異議はありません。

記

提案事項
評議員の候補者推薦

令和 3 年 / 月 18 日

社会福祉法人新潟みずほ福社会

理 事 海老原 夫 

社会福祉法人新潟みずほ福社会
理事長 和田 晋 弥 様

理事会決議事項についての確認書

私は、当法人の理事として、社会福祉法第45条の14第9項、一般社団法人法及び一般財団法人に関する法律第96条及び当法人定款第28条の2の規定に基づき、令和3年1月14日付「理事会にかかる提案書」記載の理事会決議事項にかかる提案の内容に異議はありません。

記

提案事項
評議員の候補者推薦

令和 3 年 1 月 18 日

社会福祉法人新潟みずほ福社会

監 事 小柴昭考 

社会福祉法人新潟みずほ福祉会
理事長 和田 晋 弥 様

理事会決議事項についての確認書

私は、当法人の理事として、社会福祉法第45条の14第9項、一般社団法人法及び一般財団法人に関する法律第96条及び当法人定款第28条の2の規定に基づき、令和3年1月14日付「理事会にかかる提案書」記載の理事会決議事項にかかる提案の内容に異議はありません。

記

提案事項
評議員の候補者推薦

令和 3 年 / 月 18 日

社会福祉法人新潟みずほ福祉会

監 事 鈴木 昭 

新み福第12号
令和3年1月14日

理事各位

社会福祉法人新潟みずほ福祉会
理事長 和田 晋 弥

令和2年度第4回理事会にかかる提案書

時下、理事の皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、令和2年12月28日、長年法人の運営に貢献いただきました佐藤久友己評議員が逝去されました。

つきましては、評議員に欠員が生じたので、評議員選任解任委員会に、別紙のとおり候補者を推薦いたしたく提案します。

また、決議後、評議員選任解任委員会を開催いたします。

当該事項に関しましては、当法人の全理事から別紙「理事会決議事項についての同意書」の署名・押印（自筆の場合は署名で可）により同意をいただき、かつ監事から異議がなかった場合には、社会福祉法第45条の14第9項、一般社団法人法及び一般財団法人に関する法律第96条及び当法人定款第28条の2の規定に基づき、当該議案を承認する理事会の決議があったものとみなし、理事会を開催しないこととさせて頂きたく存じます。

つきましては、下記の議案に御異議がない場合は別紙の同意書を御提出くださいますようお願い申し上げます。

新み福第12号
令和3年1月14日

監事各位

社会福祉法人新潟みずほ福社会
理事長 和田晋弥

令和2年度第4回
理事会にかかる提案書

時下、理事の皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、令和2年12月28日、長年法人の運営に貢献いただきました佐藤久友己評議員が逝去されました。

つきましては、評議員に欠員が生じたので、評議員選任解任委員会に、別紙のとおり候補者を推薦いたしたく提案します。

また、決議後、評議員選任解任委員会を開催いたします。

当該事項に関しましては、当法人の全理事から別紙「理事会決議事項についての同意書」の署名・押印（自筆の場合は署名で可）により同意をいただき、かつ監事から異議がなかった場合には、社会福祉法第45条の14第9項、一般社団法人法及び一般財団法人に関する法律第96条及び当法人定款第28条の2の規定に基づき、当該議案を承認する理事会の決議があったものとみなし、理事会を開催しないこととさせて頂きたく存じます。

つきましては、下記の議案に御異議がない場合は別紙の確認書を御提出くださいますようお願い申し上げます。

社会福祉法人新潟みずほ福祉会 評議員候補者

役職名	氏名	性	住所	職業	就任年月日	就任満了年月日	親族等の関係	生年月日
評議員	長井 正雄	男	新潟市西蒲区	新潟市西蒲区 自治協議会会長	令和3年1月 評議員選任解任 委員会決議後	令和3年度定時評議員会	無	S17.1.27

(評議員の定数) 定款第5条

この法人に評議員7名を置く。

(評議員の任期) 定款第8条

評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了するときまでとする。

3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。